



~~~~~

# 令和 7 年 第 1 回

## 本別町議会臨時会会議録

~~~~~

自 令和 7 年 1 月 3 1 日
至 令和 7 年 1 月 3 1 日

本 別 町 議 会

令和 7 年本別町議会第 1 回臨時会会議録

令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

○議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期決定の件
日程第 3			（懲罰特別委員会委員長報告） 藤田直美議員に対する処分要求の件
日程第 4			諸般の報告
日程第 5	承認第 1 号		専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 2 回）〕
日程第 6	議案第 1 号		職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 2 号		常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 1 号		議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 9	議案第 3 号		令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 3 回）について
日程第 1 0	議案第 4 号		令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 1	議案第 5 号		令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 2	議案第 6 号		令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 3	議案第 7 号		令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 4	議案第 8 号		令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 5	議案第 9 号		令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）について

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	（懲罰特別委員会委員長報告） 藤田直美議員に対する処分要求の件
日程第 4	諸般の報告

日程第 5	承認第 1 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 2 回）〕
日程第 6	議案第 1 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
追加日程第 1		高橋利勝議員に対する懲罰動議の件
日程第 7	議案第 2 号	常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第 9	議案第 3 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 1 3 回）について
日程第 1 0	議案第 4 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 1	議案第 5 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 2	議案第 6 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 3	議案第 7 号	令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 4 回）について
日程第 1 4	議案第 8 号	令和 6 年度本別町下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
日程第 1 5	議案第 9 号	令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）について

○出席議員（午前 1 1 名、午後 1 0 名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（午前 0 名、午後 1 名）

（午後 3 番 丑 若 浩 行）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸	住 民 課 長	宮 口 淳 哉

建設水道課長 加藤 勉
未来創造課長 野崎 昌也
国保病院事務長 小川 芳幸
健康管理センター主幹 前佛 友子
健康・こども課長補佐 今野 美由紀
代表監査委員 井出 英彦

企画財政課長 松本 秀規
老人ホーム所長 前佛 清治
建設水道課主幹 小出 勝栄
総務課長補佐 石川 雅康
教 育 長 高橋 哲也

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中川 雅之
総務担当主事 今井 綾香

事務局 次長 越後 忠

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 7 年第 1 回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、阿保静夫議員、水谷令子議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間に決定をいたしました。

◎日程第 3 藤田直美議員に対する処分要求の件

○議長（篠原義彦） 日程第 3 藤田直美議員に対する処分要求の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、藤田直美議員の退場を求めます。

（藤田直美議員、退場）

○議長（篠原義彦） 本件に関し、委員長の報告を求めます。

高橋利勝委員長、御登壇ください。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝）〔登壇〕 令和 7 年 1 月 10 日、本別町議会議長篠原義彦様、懲罰特別委員会委員長、高橋利勝。

懲罰特別委員会審査結果報告書。

地方自治法第 133 条の規定に基づき、処分要求書が提出されたことにより設置された懲罰特別委員会に付託を受けました藤田直美議員に対する処分要求の件について、審査の結果、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

調査結果、懲罰を科さない。

審査結果、次のとおり本委員会を 2 回開催し、付託事件の調査を行なった。

第 1 回令和 6 年 12 月 12 日、正副委員長の選出。第 2 回令和 6 年 12 月 25 日、委

員会の運営方法、委員討議及び採決。

委員会構成、委員長高橋利勝、副委員長石山憲司、委員方川一郎、水谷令子、加藤徹己、宮本やよい。

裏をお開きください。

結果理由、令和6年12月11日開催の本会議における処分要求議員の一般質問中、被処分要求議員が不規則発言を用い、議会の秩序を乱し会議を妨害した上で、あたかも処分要求議員が規則等に基づかない発言を行なっているかのごとく侮辱したとのことで、処分要求書が提出されたことから、被処分要求議員の発言が侮辱に当たるかどうか、処分の対象となり得るのかどうか審査をしました。

委員会の審査においては、今回の被処分要求議員の議場での発言は、議長の許可を得ておらず不規則発言であり、処分要求議員の一般質問が中断となったことは好ましくない、何かしらの処分も必要ではないか、との意見も出されましたが、その発言内容は議長に対して確認を求めたものであり、侮辱に値するような態度や発言ではないことから、侮辱には該当せず、よって処分の対象となるものではないとの判断に至りました。

また、不規則発言については、議長から被処分要求議員に対し注意が与えられており、全議員による本会議前の朝の打合わせの中で、謝罪もしています。

以上のことから、調査結果のとおり懲罰を科さないものと決定しました。

なお、本事犯により議会の混乱を招く結果となったことから、議長より、議場等における秩序維持及び発言自由の原則を尊重しつつ、慎重な言動に心がけるよう綱紀粛正を求めるものです。以上です。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1点目お伺いをいたします。

まず、こちら結果理由のうち議長より注意がなされた旨記載がございました。

また、不規則発言については議長から被処分要求議員、藤田直美議員のことでございますが、に対し注意が与えられておりと記載がございます。

こちらにつきましては、いつどのような注意がなされたのか、具体にお伺いをいたします。

2点目でございます。その後段、全議員による本会議前の朝の打合せの中で謝罪もしていますという記載がございます。その後本会議場において弁明がなされたところでございますが、その弁明における態度、こちらがいわゆる真摯に謝意、謝罪の意を持っていると受け止めていらっしゃるのかお伺いをいたします。

また、謝罪もしたと申して記載がございますけれども、提案理由私が申し上げた際にも言及しておりますが、それまで議長及び副議長、私、被処分議員の藤田直美議員が議長より呼ばれてお話をした際に、謝罪をする意はないのかという確認をしたところ、そうした言動が確認できず、結果として、その朝の連絡会の中での謝罪というのは形式上、確かにそうした言葉を述べましたけれども、形式上のものであり、ただ単にその言葉を

述べただけであり、心からの謝罪とはなっていないと私は受け止めたから取下げをいたさなかったというところでございます。

これ皆さん、弁明の際における態度、対応を見て、真摯に謝罪をしていたと受け止めていらっしゃるのか。懲罰特別委員会における結果、所見をお伺いいたします。

3点目でございます。後段、なお本事犯により議会の混乱を招く結果となったことから、議長より議場等における秩序維持及び発言自由の原則を尊重しつつ、慎重な言動に心がけるよう綱紀肅正を求めるものと結ばれておりますが、そもそもこの事犯が発生した背景といたしましては、これは被処分議員の藤田直美議員もおっしゃっておりますが、議長における議事進行にも問題があったのではないのかなと。そこを裏付けるものの一つとして、さきに申し上げたとおり、私が議長である篠原議員より呼ばれてお話ししている際に、実は俺、議事進行に関する発言って何か分からなかったというようなことをおっしゃっておられました。これをしっかり理解していないからあのような事態に派生したと。つまりはそういう意味でしっかりとした議事進行ができていなかったから、藤田議員より休憩中なのですかというような疑問が生じたのではないのかなと思料するところでございます。

それらを踏まえて、議長にこのような綱紀肅正を求めるようでございますけども、これで本当に二度とこうした事犯が再発しないと委員会としてはお考えの上でのこの結びとなっているのか、その辺の対応、背景、議長の資質等について、どのような所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋委員長。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） 懲罰特別委員会につきましては、本会議における処分要求の一般質問中、被処分要求議員が不規則発言を行ない、議場の秩序を乱し会議を妨害した上でというようなことも御意見もありましたけれども、この委員会においては、あくまでも議場で行なわれたことで、その不規則発言が梅村議員が申請しました侮辱に値するのかということの議論をしてまいりましたので、それ以外の分については、ここで私が見解を求めることはできませんけれども、ただ、このまたからにつきましては、私は真摯に受け止めているところです。

（「議事進行に関する発言です。」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま私の質疑に対して、高橋委員長よりの答弁が適切なものとは私自身は捉えてございません。議長において、どのような御判断かお伺いの上、適切な議事進行、答弁を促していただきたい。

○議長（篠原義彦） まず、私のほうから御説明申し上げます。

当日、一般質問の中で、梅村議員が質問の最中に議事進行という言葉は、私聞いておりました。しかしながら、次の日に藤田議員と梅村議員とお呼びいたしまして、その内容は確認しております。確かに、藤田議員の発言は不規則発言でございました。しかし、その発言内容は私に対しての発言でなかったように私は取りました。ということは、挙手もございませんでしたし、梅村議員に対してそのことは言ったのかなということで、

どういう発言をしたか私は聞こえておりませんでした。

梅村議員に次の日申し上げたのは、一般質問は90分の持ち時間がございまして、その中の質問でございまして、別に議事進行だとかそういうことやらなくても続けてくださいということは私そのとき言いました。それで条例の解釈の違いということで説明いたしましたけれども、あくまでも質問でございまして、分からないことを90分の中で聞けばいいだけのことであったんで、お互いにそのことは理解して終わらせてくださいという話をしました。

しかしながら、議員協議会の中で藤田議員の謝罪もありましたけれども、当該者の梅村議員が納得しないということで、こういうことになって、高橋特別委員長仕切る懲罰委員会が開催されたと思いますけれども、この結果について、私は別に委員会で決めたことだから私は何も言うことございせんけれども、このことに対して、やっぱり梅村議員も理解していただかないと、これからの協議に差し支えがあるんじゃないかなと思いますんで、そのことは御理解をしていただきたいと思います。

高橋委員長のほうから、もう少し詳しく当日の朝の当議員との打合せの中の話をしてください。説明をお願いします。

どういうふうに朝、藤田議員並びに梅村議員との話合いをしたか。もうちょっと詳しく御説明をお願いしたいと思います。

懲罰委員会では結果出たんですけども、議会の秩序とかそういうものをこれから綱紀粛正で行なっていくということでございまして、もうちょっと詳しく説明いただければと思います。

高橋委員長。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） 議長と副議長と本人、梅村議員と藤田議員でお話をしたということです。その経過について、まず……。

○議長（篠原義彦） 朝の議長室でのやり取り。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） その点につきましては、謝罪に向けての議長からお話があり、藤田議員にお話があり、そのことについて、梅村議員、藤田議員と4人でお話をしましたが、しかし結果としては、そのお話の結果はお話をしたとおりに私はならなかったと受け止めています。

○議長（篠原義彦） 高橋委員長、今後そういう事犯が再発しないかということも梅村議員のほうから先ほど発言がありましたので、その点については、委員長どう考えておりますか。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） 先ほどもお話をしましたが、本人の弁明のときにも、今後不規則発言については確か慎むと言ってたように私は受け止めています。また、朝の会議では、ここに書かれているように皆さんに謝罪をいたしましたので、それを真摯に受け止めますが、ただあえてここで書かせていただいたのは、今回、不規則発言に対する議論については、委員の中からもいろいろありましたから、今後そのことについてはきちっと守っていかなければいけないのだろうと思っています。

それで、最後に議長のほうにも、ぜひそういう言葉をお願いをしたいということを求

めさせていただきました。

あとは、委員会の中では、先ほど言いましたように、不規則発言が侮辱に値するのかどうかという議論をしましたが、そして結果を出しましたが、それ以外のことは一切やってもおりませんので、私は今言いましたように今後の取組として最後に付け加えさせていただきました。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

改めまして申し上げますが、私が議長に求めましたのは、私が質疑いたしましたこの委員長報告に対する質疑、大きく分けて3点について、適切な答弁がなっていないと私は認識しておりますので、それら議長の権限において適切な御答弁となるようお願いを申し上げたところでございます。

1点目お伺いしたのが、この結果理由に記載がございます、議長から被処分要求議員、藤田直美議員のことでございます。こちらに対して注意が与えられておりと記載がございますが、いつ、どのような注意があったんですかという伺いをしてございます。

2点目でございます。本会議前の朝の打合せの中で謝罪もしていますという記載がございますが、その後の弁明、藤田直美議員による本会議場における弁明の態度等をもって、真摯なる謝罪の意を持っていると捉えているんですかと伺いをしてございます。

これまでのやり取りを鑑みて新たに申し上げるならば、その朝の篠原議長、高橋副議長、私、被処分要求議員の藤田直美議員の4者でお話しをした際、これもせんだって提案理由の際に申し上げてございますが、高橋副議長より藤田直美議員に対して謝罪してはどうかという促しをされました。しかし、藤田直美議員は謝罪を行ないませんでした。その後思いついたように朝の連絡会の中で謝罪の言は述べたのは事実でございますが、果たしてそれが真摯なる謝罪と受け取れるんですかというような疑問を私は持っているということも付言させていただきます。

3点目でございます。後段、なお本事犯により議会の混乱を招く結果となったことから、議長より議場等における秩序維持及び発言自由の原則を尊重しつつ、慎重な言動に心がけるよう綱紀肅正を求めるものですというところで結ばれておりますが、そもそもこの背景として、議長の議事進行にも問題があったんじゃないですかということを申し上げます。議事進行に関する発言とは何か分からなかったということを篠原議員、議長自らが私に申し上げ、私は正直大変驚きました。これまで何度も議事進行に関する発言というのをこの本会議場で行なっており、それを理解しないで議事進行していたのかなと思ったところでございますが、そこでそれについて言及をすると議論が散らかってしまうと思い、その場は黙っておきましたけれども、そうしたことから藤田議員が議長、休憩中なんですかと、議論のありようを見て、休憩中なんですかというような疑問を持ったと。だから当然不適切でありました、挙手もせず不規則発言を行なったということですから、不適切な言動であったことは間違いはありませんが、そうしたものを見に行なってしまったということも事実としてあるわけでございます。

そうしたその議長に綱紀肅正を求めて、果たしてこれが本当に再発防止となるのかと

考えていらっしゃるのかということをお伺いしてございます。

また、併せてお伺いをいたします。篠原議長より、90分の一般質問の中だから議事進行に関する発言を行わず、その時間の中で行なえばいいんじゃないのかなということを言ったということをお伺い申し上げましたが、これ事実の確認をいたしたいですが、会議録等を精査している中で、篠原議長が私にそのようなことを申し上げた事実はないと捉えておりますが、こちらは事実の整理をした上で、改めて御発言を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 議事進行についての発言については、この本会議場で私は言ってません。朝の藤田議員と梅村議員で呼んだときにそういう発言があったから、藤田議員から何らかの発言があったようですねってということで。だから、一般質問の中の90分の中だから、別に議事進行という発言なくたって続けてくださいって私は当日言ったと思うんですよ。そういうことで理解してください。

高橋委員長。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） 議長に対する被処分要求議員、藤田議員に注意については、私は議長から電話がきてと聞いてます。それは朝だったのか、その前の日か分かりませんが、そう聞いてますし、また朝の議長副議長室でも、議長のほうから確かお話をしたように思ってます。

それから謝罪の関係ですが、先ほど言いましたように、議長副議長室での謝罪の議論がありました。そこでの議論は、梅村議員に対して謝罪をしてほしいと確か私は受け止めていましたけど、その後、全議員のいる打合せのときに謝罪をしたということのほうが、私は正しいと思います。

あと3番目につきましては、議長に対していろいろ言ってますが、私はそのように思っていないので、改めて議長からこういった混乱に対する綱紀粛正といいますか、そういうことを求めているということでございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

1番目にお伺いをいたしました藤田議員に対する議長からの注意が与えられたという点でございます。

ただ今の御答弁ですと、電話でのやり取りがあったという点と、議長副議長室で4者でお話をしたときにそのような注意があった、確かということで前置きがございましたけれども、具体的にはどのような注意をなされたのか。被処分要求議員である藤田直美議員はどのような態度をとったのか、返答をしたのかという点について、改めて具体にお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 高橋委員長。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） 私はそういう注意を受けたということは聞いてますけども、それがどのような注意を受けたということは聞いていないので、当日議長副議長室では、今後不規則発言については気をつけてほしいというようなことを含めて、言っていたような気がいたします。それから後は……。

○議長（篠原義彦） 私のほうから説明します。

当日の本会議終了して、家帰ってから夜に藤田議員から、こういうことで梅村議員との話合いをしましたということは報告がございました。ただ、終わってからの議員控室での2人のやり取りなんで、私はそのことに対しては関心は持っていません。

それで、次の日朝来たときに、藤田議員を議長室にお呼びいたしまして、その不適切発言がどういう発言だったのか、私聞こえておりませんので、どういうことだったのって聞いたら、議長の許可を取って発言したんですかっていうことらしいんで、それは梅村議員が一般質問の中でやってることだから、それはやっぱり不適切発言だから、それはきちんと謝罪してくださいということで話をしました。その次に、梅村議員をお呼びして、その中で話合いして、藤田議員は梅村議員に謝罪したと私は理解しております。

ただ、その謝罪の仕方が梅村議員自身が本当に心からの謝罪かっていう話はございました。私はそのときに、そしたら土下座をすればいいんですかって言ったけど、そこまでは求めてないということで話あったと思うんですよ。けども、藤田議員は私はやっぱり反省して、梅村議員にきちっと謝罪したとその場でも思ったし、議員協議会の場でもそういう発言があったんで、そう私は理解しておりました。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

ただいま篠原議長の御発言の中に土下座をすればというような趣旨の御発言がありましたが、そのようなことをおっしゃったと、篠原議長自体がおっしゃったとは私自身は記憶をしてございません。私のほうから申し上げましたよ。例えば土下座をしろとかね、何か謝罪の方法等を強要等はしていませんよという趣旨のことを申し上げましたので、別にそういう厳しいね、きつい言葉での謝罪を要求したとかっていう議論にはまずなっておりませんし、今のお言葉であれば、篠原議長のほうから土下座をさせればいいのかというようなことを申し上げたところ、私がいや、そこまでは求めていないと申したというような趣旨におっしゃったと記憶してございますが、そうではないということの確認をいたしたく、議長において整理のお願いを致すものでございます。

○議長（篠原義彦） 確かに、私のほうから言ったんでございません。梅村議員のほうから土下座までは求めませんということの発言はございました。そこで、藤田議員がきちっとやっぱり謝罪をしているんで、そのことは受け入れてくださいという話はしましたよね。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） こちらも議事進行に関する発言というところで、今篠原議長から問いかけがございましたので御返答いたしますけども、その場において謝罪等がなかったからこそ謝ってもらえないんですかって、僕は別に土下座しろとかね、謝り方について何ら強要したりはしてませんよって、こういうトーンで申し上げて、その場での謝罪がなかったじゃないですか。それですからさきにも申し上げたとおり、一番本当最後、部屋を退室する際に、時間もあるからということで退室する際に、高橋副議長のほうから、藤田さん、謝ったらどうだっていうような趣旨の促しがあったけれども、藤田議

員は口を真一文字に結んで、謝罪の言はなかったと。それで最後、朝の連絡会、時間が遅れて、45分開始のものが本当に遅れた状態で、その場で挙手をして謝罪の弁は述べたことは事実でありますけど、そこが初めてで唯一のものだったということでございますので、少し篠原議長の今の御発言ですと、その前段にも謝罪があったとかというようにもとれるので、ちょっと事実と異なると思ったので、改めての整理を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの梅村議員からの発言に対して、お答えを申し上げます。

議長室で朝、私は藤田議員からの謝罪があったと理解しておりました。それは梅村議員がそう取ってないんだったらこれは何の証拠もございませんので、ただ水かけ論になってしまいますんで、朝の公式な場で藤田議員が謝罪したということでございますので、その辺は整理しておきたいと思います。

それで、あとは高橋委員長のほうから。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

改めてお伺いをいたしますが、朝の議長副議長室において、藤田議員が謝罪を行なったということですか。その後の朝の連絡会においても、改めての謝罪を行なったと…。

○議長（篠原義彦） そう私は理解しました。

○5番（梅村智秀） すいません、私発言中でございます。

であるならば、具体的にどのような発言がありました。かつそういった謝罪があったのであれば、私がね、最終的に謝罪いただけないのであればとして退室をする際、また高橋副議長のほうから藤田さんに対して謝罪したらどうなのかっていうような促しをするわけがないじゃないですか、その前にも謝罪をしてたのであれば。具体的に藤田議員のほうから、いつどういうふうに謝罪の弁が述べられたのかという点と、彼女の弁明の中からもそうした言ありましたか。私再三謝ってますと、朝の連絡会でみんなの前でも謝りましたというような発言ないじゃないですか。なぜ篠原議長がそのように、4者でお話をした際にも謝罪があったと捉えたのか、具体的に適示していただければ事実と異なる私は認識してございますので、伺います。

○議長（篠原義彦） 朝、副議長も入れた中で話したときに、いろいろそのやり取りは聞いてました、私も。それで高橋副議長のほうから、藤田さん、謝罪しなさいということは確かに言いました。そのときに藤田議員のほうから謝罪はあったと思うんですよ。私は藤田議員と2人の中でそういう不適切な発言と取られているんだから、謝罪してくださいということで藤田議員と話しました。それで高橋議員、それから梅村議員呼んで、その中で話しして、高橋副議長のほうから謝罪してくださいという話はあったと思うんですよ。それで謝罪がそこであって、そこでいろいろ梅村さんのほうからも意見が

ございました。本当に心から言ってますかっていう発言もあったと思うんですよ。そして時間も時間で、議員協議会を開会してその中で正式に藤田議員は皆さんの前でそういう謝罪あったふうに私は受け取っております。

○5番（梅村智秀） 改めてよろしいでしょうか、発言。

全く事実と異なりまして、そのような発言を、改めてちょっとお伺いしますが、それ議長として今発言されておまして、本会議場において。この発言に責任というのはしっかりお取りいただけると捉えてよろしいのかという点でございます。

曖昧なところで結局、議論ともなっていないところを話をどんどん広げていって、違うことをどんどんどんどんおっしゃっていただけるといのは、本当に私としては心外でございますし、改めてお伺いをいたしますけど、高橋副議長のほうから、藤田さん、謝罪してはどうかっていうのは、もう私退室しようと思って席を立てている出口のところで高橋さんのほうからそういう促しがありました。かつこの処分要求書には、私その3といたしまして、取下げ要綱も記載がございます。被処分議員より事実関係に対する謝罪及び以後は不規則発言等を行ない他者の発言を妨害しないこと、規則等を遵守することの制約がなされたと認められた際は、本申立を撤回すると。こちらにつきましてあらかじめ議会事務局にも捺印の押した取下げ書も提出しており、そうした事実が確認されたら直ちに取下げるからということも、事前に通告を私のほうから自主的にしていたものでございます。

篠原議長の今おっしゃる謝罪があったのであれば、実際取り下げるのが謝罪があつてかつ同じことを繰り返さないよと認められるようなね、しっかりとした対応、真摯な対応があればきちんと私はそうしているつもりで、そういうお話し合いも含めて臨んでおりましたが、篠原議長のおっしゃる、なぜその4者でお話しした際にも謝罪があつたというのであれば、そう受け止めているというのであれば、具体的にどういうふうに何ておっしゃいました。そこを明確にさせていただかないと、そう思っていたとかそう受け止めているというような曖昧なことを言われても全くもって事実と異なりますから。そこを明快にさせていただきたいのと、改めてこの御自身の御発言についてしっかりと責任を持った発言として捉えてよろしいのか、ここ明快にお答え求めます。

○議長（篠原義彦） 朝の議長室の中の話合いについては、私はそう藤田議員のほうから私も注意しましたし、高橋副議長のほうからも注意があつて、そして梅村議員に謝罪はあったふうに私は理解しております。

それで要は、今、事務局とのその中の話し合い、文書のやり取りを私は分かっているので、そのことについては発言を控えたいと思いますけども、朝の打合せの中で藤田議員が謝罪したのは間違いありませんよね、間違いありませんよね。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） さきにも申し上げたとおり、私は真摯の、心からの謝罪とは受け止めてはおりませんが、謝罪の言を述べたことは事実でございます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員のその謝罪が梅村議員の心に響かなかったということ私には分かりませんので、そこはどうなのでしょう。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私が申し上げているのは、一番、ここだけは明快にさせていただきたいのが、朝の連絡会において謝罪の言を申し上げたのは事実です、私はそこも否定しておりません。その前に4者でお話合いした際にも謝罪をしたとおっしゃっておりますので、じゃあなんて謝罪したんですかと聞いてるんです。謝罪していないから私はその場で席を立って行ってるんですよ。

○議長（篠原義彦） 藤田議員のほうから不適切な発言ということで、謝罪あったと私は受け取っております。高橋副議長、違います。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 分かりました、今ので分かりました。

私が申し上げている謝罪は、自身の行なった言動に対することではなくて、発言を妨げた私に対して謝罪をしてくれということを、前日もその場も申し上げている。今ので分かりました、そういう意味で謝罪に類いする言があったというような認識あるかもしれませんが、私に対しての謝罪がなかったということでございます。

そういう結果としてね、発言を妨げたことは申し訳ないというような趣旨のことは前日もおっしゃってございましたけども、じゃあ僕に対して謝る気持ちあるかということで、私に対する謝罪はなかったということでございますので、そこで認識の違いがあったということが今、理解できましたので、じゃあ改めてお伺いしますが、発言をね、結果として妨害してしまった私に対しての謝罪、私に対して申し訳なかったという謝罪の言はなかったということで捉えてよろしいでしょうか。改めて申し上げれば、前日そこについて申し上げると、そこまでの妨げはしていないというような趣旨のことをおっしゃられて、私に対する謝罪は行ないませんでした。今後気をつけるというようなことはおっしゃってございました。それは私に対しての謝罪ではございません。それは自身の議員としてのありようを述べてる、所信を述べてるだけであって、私に対して妨げて申し訳なかったという謝罪はなかったということでございます。

○議長（篠原義彦） はい、分かりました。

高橋委員長、いいですか。

○懲罰特別委員会委員長（高橋利勝） はい。

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わらせていただきます。

これから討論を行ないます。

委員長報告に対して反対の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、藤田直美議員に対する処分要求の件につきまして、懲罰特別委員会委員長高橋利勝氏より提出されました懲罰特別委員会審査報告書について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、私自身提案時にも申し上げましたが、この侮辱という概念についてでございますが、直接的に、例えばでございますけれども、ばかだなあほだなと私に言葉が向けら

れたということではございません。議員としてこの言論の府、一番大切にしなければ、言論というものが妨げられたというものでございます。

こちら、議長指名していましたかなどと言うと、私の発言中にそれを言うってことは、梅村さんもしかしたら議長の発言を受けていない、議長の指名を受けていない、許可を受けていない発言をしているんじゃないのかという疑問を持った、またはそれを聞いている人にとっては、結果として私がそうした議場の秩序を乱すような発言をしていたのではないかと誤解を生じさせかねず、結果として侮辱を受けたということでございます。言葉そのもので直接的にということではなく、結果として私自身の発言が妨げられ、かつ私自身がそうした秩序を乱すようなことを行なっていたと捉えられかねない言動であったというところでございます。

よって、議員としてこの上ない侮辱を受けたということから、この処分要求書を提出したものでございます。

しかるに、この結果理由の中では、発言内容の直接的なところの評価していないということが明らかでございます。その発言内容は議長に対して確認を求めたものであり、侮辱に値するような態度や発言ではないことからということでございまして、その直接的なものの評価にしか及んでいないというところから、失当であると考えているものでございます。

また、その後段、結びとしてなされており、議長に対して綱紀肅正を求めるというような趣旨の結びがございますが、ここまでのやり取りの中からも御理解いただけるのではないのかなと思いますが、結局こうした議事進行、議事整理というものが適切になされていないというものが実態としてあるわけでございます。かつ藤田議員に関しましては、この処分要求提出後の特別委員会等においても一定の不規則発言が認められており、御自身も口を押さえ、あっ、不規則発言だみたいなこと、へらへらと笑いながらということも複数回見受けられたものでございます。

よって、これを強く真摯に受け止めて、今後再発防止が図れると、綱紀肅正が守られていくというようなものとは見受けることができず、やはり適正な処分があるべきだと思います。

皆様心当たりがあると思いますけども、他者に対しては大変厳しく、特定の他者に対しては大変厳しく、その言動に対して処分を求めてきたことであり、それが御自身に降りかかると懲罰に値しないですとか、侮辱に値しないだとか、いかななものかなと、その物差しが狂ってるのではないのかなと考えるところでございます。

よって、本報告書については強く反対を致すものであります。

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○４番（水谷令子）〔登壇〕 懲罰特別委員会結果報告の藤田直美議員に対する処分要求の件について、賛成の立場で討論いたします。

議場において、梅村議員の一般質問中、藤田議員の発言は悪意があつてのものとは思われません。藤田議員は議長の許可を得ていない発言であったことから、不規則発言は

認めて謝罪しています。梅村議員にとっては、発議を中断されたことは不快に思ったことは理解できます。ただ、梅村議員に対する悪意はなく、侮辱であるとは考えられません。よって、懲罰を科しないと判断します。

議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に対する賛成者の発言を許します。

石山議員、御登壇ください。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 懲罰特別委員会審査結果報告について、賛成の立場で討論いたします。

このたびの懲罰委員会は、要求書にあるとおり、あたかも私が規則に基づかない発言を行なっているかのごとく侮辱をされたために提出されたものでございます。

懲罰は、議会の秩序の維持をするための懲戒罰でございます。本会議、委員会における言動がその対象となります。私は、令和6年12月11日の第4回定例会におきまして、日程2の中におきまして、私も議場にて散見させていただきました。

また、議事録を精査した結果、客観的に侮辱に値する言動はなかったと判断しております。あくまでも、議場、委員会における言動が対象となります。

先ほど皆さん議論があった中の議長室での云々、それ以外の個人対個人の対話等は一切懲罰の対象としてはなっておりません。

したがって、私は客観的に議場における議事録及びその言動をもってして判断させていただきます。懲罰を科さないという判断をさせていただいております。

議員各位の賛同を求め、賛成討論といたします。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから藤田直美議員に対する処分要求の件についてを採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、懲罰を科さないでございます。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者6人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、藤田直美議員に対する処分要求の件については委員長報告のとおり可決されました。

藤田直美議員の入場を求めます。

（藤田直美議員、入場）

○議長（篠原義彦） ただいま可決されました懲罰特別委員会委員長報告におきまして、

議長による議場等における綱紀肅正を求められましたので、ここで一言申し上げておきたいと思います。

地方公共団体の意思決定を行なう私たち議員の言動は、発言自由の原則の下において慎重公正でなければならないことは言うまでもありません。議員の皆さん方が議会の品位を保持し、秩序を守ることにより町民からの信頼を得ることは、議員をもって構成される議事機関としての議会がその権威を保持し、公正な審議、決定ができるものでございます。

今回の事案を顧みて、議長の許可を得ない発言に端を発していることから、発言の際の基本的な決まり事などを改めて再確認をしていきたいと思います。秩序を守るとは物事の正しい順序、筋道、決まりを守ることであることに留意し、慎重な言動の下、議員としての責務を果たし、町民からの信頼される議会議員であることを強く望むものでございます。

併せて、私におきましても適切な議事整理により、秩序保持に努めてまいりたいと思いますので、今後御協力をお願いするものでございます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第 4 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和 6 年 11 月分及び 12 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 5 承認第 1 号

○議長（篠原義彦） 日程第 5 承認第 1 号専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 12 回）〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第 1 号専決処分の承認を求める件について、御説明申し上げます。

令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 12 回）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、農産物加工施設ゲンキッチン暖房故障による修繕費用を計上したのですが、早急に修理を行なう必要があり、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので専決処分を行なったものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,305万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。7款1項商工費、5目農産物加工施設費、10節需用費、修繕料、施設123万7,000円の増額補正は、ゲンキキッチンの暖房施設熱交換器の配管破損による機器修繕費を計上するものです。

上段の1、歳入であります。修繕費用の123万7,000円のうち120万円を、18款繰入金、2項基金繰入金、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金として、当該基金の消費者と生産者を結ぶ元気な農業推進事業分から充当するもの、残金3万7,000円を10款1項1目1節地方交付税で賄うものとして増額補正を行なうものです。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第12回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

ございませんか。

藤田議員。

○7番（藤田直美） この専決処分ですが、暖房器具ということで、緊急を要した理由については分かりましたが、この暖房機器の配管破損による取り替え工事なのかなと受けましたけれども、この工事を行なった業者というのは町内業者なののでしょうか。そうでなければ、そうじゃなかった理由について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

施工事業者につきましては町内事業者、当初の施工した事業者をお願いをしております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（篠原義彦） 日程第6 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職職員の給料月額等に支給額改定の必要が生じ、職員組合との合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目、給与改定につきまして、民間給与との較差2.76%を解消するため改正するもので、人材確保の課題解決に向け、採用市場での競争力を向上させるため、初任給を行政職大卒では約12.1%、23,800円、高卒では約12.8%、21,400円と大幅に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、各職種の初任給を始め、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、平均で3%を引き上げるものであります。

2点目、手当の改定につきまして、一般職の期末手当と勤勉手当を0.05か月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.5か月から4.6か月とする内容であります。

3点目、寒冷地手当の改定につきまして、民間の同種手当の支給額を踏まえ、平均11.3%引き上げるものです。

4点目、扶養手当の改定につきまして、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げるもので、2年間で段階的に改正するものであります。

5点目、給料表の改定につきまして、職務や職責に応じた給与上昇を確保するなどの観点から、3級以上の初号俸付近の号俸をカットし、3級以上の初号俸の俸給月額の引上げを行なうものであります。

実施時期につきましては、勧告どおり、給与及び期末・勤勉手当、寒冷地手当の改定につきましては、令和6年4月1日に遡及し、扶養手当及び給料表の初号俸付近の削除改定につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書き及び給料表、切替表の朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中

「１００分の６８．７５」と」の次に「、１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」と」を加える。

この改正につきましては、一般職の１２月期の期末手当につきまして０．０５か月、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当につきまして０．０２５か月引き上げる改定であります。

第１５条の２第２項の表中「２６,３８０円」を「２９,４００円」に、「１４,５８０円」を「１６,２００円」に、「１０,３４０円」を「１１,５００円」に改める。

この改正は、寒冷地手当世帯区分ごとに改正するもので、２９,４００円は世帯主で扶養親族のある職員、１６,２００円はその他世帯主の職員、１１,５００円はその他の職員の区分となっております。

第１５条の３第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」に改める。

この改正につきましては、一般職の１２月期の勤勉手当につきまして０．０５か月分、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当につきまして０．０２５か月分引き上げる改定であります。

次からの別表第１並びに別表第２イ及びウの給料表につきましては、改正後の給料表で、初任給を始めおおむね３０歳台後半までの職員に重点を置きつつ、平均３．０％引き上げる内容となっておりますが、朗読については省略をさせていただきます。

６枚めくっていただきたいと思います。

第２条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項を次のように改める。

第３項、扶養手当の月額、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３,０００円、同項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６,５００円とする。

第８条第４項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

第５項、前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第９条を次のように改める。

第９条、削除。

この改正につきましては、扶養手当の額について、配偶者の手当６,５００円を支給なしとし、子の扶養手当を１０,０００円から１３,０００円に改定するものであります。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１

〇〇分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」を「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」に改める。

この改正につきましては、一般職員の期末手当〇．〇５か月分の改定につきまして、令和７年４月１日から、６月、１２月支給期にそれぞれ〇．〇２５か月振り分け、定年前再任用短時間勤務職員〇．〇２５か月分の改定につきまして、令和７年４月１日から、６月、１２月支給分にそれぞれ〇．〇１２５か月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

第１５条の３第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

この改正につきましては、一般職の勤勉手当〇．〇５か月分の改定につきまして、令和７年４月１日から、６月、１２月支給分にそれぞれ〇．〇２５か月を振り分け、定年前再任用短時間勤務職員〇．〇２５か月分の改定につきまして、令和７年４月１日から、６月、１２月支給分にそれぞれ〇．〇１２５か月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

第１７条の３中「、第９条」を削る。

この改正につきましては、条の削除に係る整理であります。次からの別表第１並びに別表第２イ及びウの給料表につきましては、職務や職責に応じた給与上昇を確保する等との観点から、３級以上の初号俸付近の号俸をカットし、３級以上の初号俸の俸給月額引上げを行なうための改正後の給料表となっております。給料表の読み上げについては省略をさせていただきます。

６枚めくっていただきたいと思います。

附則。

施行期日等。

第１条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第３条から第５条までの規定は、令和７年４月１日から施行する。

第２項、第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「第１条改正後給与条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

給与の内払。

第２条、第１条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

号俸の切替え。

第３条、令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている

職務の級であったものの切替日における号俸(次条及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

これにつきましては、令和7年4月1日から、3級以上の号俸の俸給月額の上上げを行なった給料表に切り替えるための号俸の格付けを規定するものであります。

切替日前の異動者の号俸の調整。

第4条、切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

これにつきましては、今回の号給の切替え前に昇格した者が、切替え後に昇格をした者との権衡上不利益を生じないよう所要の調整を行なうことができる旨を規定したものであります。

令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置。

第5条、切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「第5号重度心身障害者」とあるのは「第5号重度心身障害者。第6号配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

この内容につきましては、扶養手当の改正に係る経過措置を定めるもので、令和7年度における扶養手当につきましては、配偶者に係るものは月額3,000円、子に係るものにつきましては月額11,500円とするものであり、本則となるのは令和8年度からとなっております。

その他の経過措置の規則への委任。

第6条、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

第7条、本別町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「から第9条の2」を「、第9条の2」に改める。

この改正につきましては、給与条例から第9条が削除されたことに伴う整理となっております。

次から記載されている表につきましては、附則第3条に定める切替表となっておりますが、こちらの読み上げについては省略をさせていただきます。

なお、この改正に伴います令和6年度の影響額につきましては、全会計におきまして5,498万6,000円増となり、その内訳といたしましては、給与改定によるものが全会計で2,901万4,000円、うち一般会計で1,859万9,000円、手当の改正

が全会計で2,597万2,000円、うち一般会計で1,403万5,000円の増額となる見込みであります。

以上、議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、本提案に際しまして、給与等以外のいわゆる働きやすさ改革というものの等の措置も講じられたのかという点について、お伺いをいたします。

例えば、職場環境の改善であるとか労働時間、勤務時間等のね、改善であるとか、これ単純に給与だけなのかと。御提案の中にもございましたとおり、昨今の社会背景等を鑑みて諸物価高というものもありますし、若年層が公務員への就職を忌避すると、避けるというような傾向もあるところから、必要な措置だなと考えた上での伺いでございますけれども、その給与面以外でのそうした改善改革等というのは、本提案に際して措置が講じられたのかという点について、お伺いをいたします。

また、給与面というところでございますけれども、2点目でございますが、提案に際しまして、現状の、現時点におけるいわゆる人事評価制度というものはどのような体制となっているのかという点、お伺いをいたします。

3点目でございます。結果としてですが、この提案後どのように給与体系、給与や手当含めて給与等と言いますけれども、給与等が変遷、変わっていくのかという点についてお伺いをいたします。こちら一般町民の方にも分かりやすくという意味で、例えばでございますけれども、50代管理職は年俸としていくらぐらいになりますと、当然のことながらその個人の特定等は一切求めておりませんけれども、年代とか職責ごとに本町役場職員がいくらぐらいで、どういう役職の方が年俸としていくらぐらいの年俸をもらっているのかというのを分かりやすく御説明求めるものでございます。

4点目でございます。こちらそもそもこの人勸なるものでございますが、国家公務員といわゆる大企業等のというところの民間の給与格差を是正するために発せられるものでございますが、こちら本町においての町内の官民格差というものはどのように捉えているのか。これまでも何度かお伺いしてございますが、本町においてはそれらの調査等はしていないというところでございます。ともすれば、本町においては官民格差が広がりかねないというところも危惧されるものでございますので、お伺いをいたします。役場職員の給与は上がるけれども本町の民間は上がらないというものがあれば、本町においての官民格差は拡大するということから、どのような実態を把握しているのかという点についてお伺いをいたします。

5点目でございます。御提案説明の中にもございました 本町の組合との合意が取れたということでございますが、本町の組合の加入率、併せて未加入職員との合意等はどのように取っているのかという点について、お伺いいたします。本町の職員の組合の加入率と未加入の職員との合意はどのように取ったのかという点、以上5点伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、働きやすさ対策についてでございますが、今回の提案に際しましては条例では基本的に給与に関するものになってございますので、提案の中にはそういったものは含まれてございませんが、働き方につきましては、本町におきます労働安全衛生委員会等において定期的にお話をさせていただきまして、本年につきましては、こちらにも設置させていただきましたけれどもエアコン等設置、職員とも話をしながらエアコン等の設置をさせていただきながら、改善できるものについては改善してきているところでございます。

現状の人事評価制度についてでございますが、人事評価につきまして評価は行なっているものの、本年度につきましてはまだ給与への反映は行なっておりません。こちらにつきましては昨年も答弁させていただきましたが、検討委員会において議論を今している中におきまして、令和7年度から、まずは課長職から導入をしていくということで今、話を進めているところでございます。

提案後の年俸でございますが、ちょっと私手元に年俸というものは持ってきていないのですが、額じゃなくてパーセントでちょっとお答えさせていただきますと、課長補佐、課長職で改定率が約1%で、係長職、主査職においておおむね2%程度、その下の職員、係長になる前の職員がおおむね5%程度で、新採用職員ですとか若手職員につきましてはおおむね11から12%程度の上昇になってございます。

申し訳ありません、額につきましてはちょっと今手元に資料ございませんので、パーセントのみの回答とさせていただきます。

本町の民間格差についてどのように捉えているかということでございますが、こちらにつきましては議員御指摘のとおり、町内事業者への調査等本町行なっておりませんので、格差がどのようになっている、民間事業者との格差がどのようになっているのかというのはちょっと捉えてございません。民間事業者がどのように給与形態を決定しているのかというのはちょっと承知してございませんが、基本的には今最低賃金も1,000円を超えてきてございますので、一定程度各民間事業者も御苦労しながら給与の改定は行なっているのではないかなとは捉えてございます。

組合との合意の関係でございますが、現在の組合の加入率につきましては78.9%となっております。給与改定に当たりましては、職員の半数以上の組織する団体との交渉において決定させていただいておりますので、未加入者の方との合意というのはしていないところでございますが、何かあれば職員団体に加入する、していない方においても、何かあればお話を聞きする場は設けておりますので、その中においては特段今回の人事院勧告の給与の改定について御意見はなかったところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目についてでございます。いわゆる働きやすさの改革という点、私先ほど例えば勤務時間とか、そういったものも含めてお伺いをしてございますが、本提案はその条例に基づいた給与等の部分だということは当然理解しておりますけれども、本提案に際して当然働きやすさや人材確保という観点からは、給与以外の部分もあると

いうところがございますし、民間の取得しているアンケート等では、若手を確保するには給与だけではなく、やっぱりやりがいであるとか雰囲気であるとかっていうことも当然指摘され、当然のことながら把握されていると捉えた上での伺いでございます。

先ほど具体的にはエアコンの設置等というところで、環境の部分については具体的に御答弁いただいたところですが、併せて本提案に際して本町のいわゆる課題等はね、どのようなものがあるのかという点について、どのように捉えた上での御提案なのかという点について、伺いをいたします。なければならないでも構いません。

続きまして、3点目にお伺いをいたしました、いわゆる年俸等の具体的な金額の把握でございますが、パーセンテージでお答えをいただいても、具体的に、例えばさきにも申し上げたとおり50代の管理職、課長職であればいくらぐらいとってというものが分からず、さきにも申し上げたとおり、いわゆる民間のね、町内の事業者の方々が自分たちの事業との比較っていうものができないというところから、年代や職責等に応じての年俸等について具体にお伺いをいたします。ただし、さきにも申し上げましたが、個人の特定は求めてはおりませんので、その辺には配慮した上で御答弁を求めるものでございます。

4点目でございますが、町内の官民格差、そもそも人勸の趣旨というものがさきにも申し上げたとおり、国家公務員と民間、大企業となりますけれどもね、いわゆる大きな企業との給与格差を是正するためというところであり、いわゆる都道府県や市町村というものについては別にこれに縛られるものではなく、それぞれの実情に合わせてね、勘案していく必要があるというところから、このように提案もされてると。上に倣えではなくて、我々の町はどうしましょうかというところで本提案がなされているものでございますが、本町においての官民格差というもの、さきにも申し上げたとおり、役場職員だけが上がって民間がね、微増であれば、役場職員の増額と比較して低額な増額等や現状維持等であれば、町内における官民格差は広がりますよねという観点からお伺いをいたしますが、これ調査等ね、行なわない理由というのは具体的に何なんでしょうか。本町における官民格差というものについては特段留意する必要はないということなんでしょうか。その辺の所見、どのような所見を持った上での御提案なのかという点について、改めて伺いをいたします。

5点目でございます。組合の加入率については78.9%と。未加入の職員に対する合意は取っていないということですが、何かあればお話の場ということでございます。これ具体的に、それは全職員に対して公開というかされていて、かつ相談がしやすいような環境というのが構築されているんでしょうか。このお話の場ってというのは、具体的にいつどこでどのように受けれるものなのか、伺いをいたします。例えば24時間総務課でお受けをしているとか、いわゆる開庁時間内において総務課でお受けしているとか、もろもろそうした規定等が明確になっているのか等、実情についても伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三品総務課長の答弁からいたします。

○総務課長（三品正哉） 午前の質疑の引き続き答弁とさせていただきます。

まず、本町の課題についてでございますが、課題といたしましては梅村議員おっしゃるとおり昨今公務員の志望者が減少している中におきまして、人材確保というのはかなり大きな課題と捉えておりますし、そのほかにも今度奉職してからになりますけれども、研修ですとか人材育成についても、これはしっかり行なっていかなければならない課題と捉えているところでございます。

年収のお話ですけれども、年収につきまして、こちらの個々の職域ですとか家庭環境によって大きな違いが出ますので、月給ベースからした月給と手当の年収ベースでお話をさせていただきますと、在職の10年から15年でおおむね420万円程度、20年から25年で570万円程度で、30年を超えてくると640万円程度、これ令和6年ベースになりますけれども640万円程度で、その中におきまして管理職につきましては管理職手当がついてきますので、30年を超えてくると大体720万円程度という数字になろうかと考えております。今回提案させていただいている内容で、上がり幅につきましては、若年層につきましてはおおむね年収で30万円から40万円ぐらいの上がりで、30年以上の管理職でしたら大体二、三万円ぐらいの年収の上がりベースになると捉えているところでございます。

次に、町内における民間の調査についてでございますけれども、町内民間格差の把握につきましては、人勧の給与改定に際しましては、これまでも答弁させていただいておりますが、都道府県人事委員会の調査結果を参考にすることが合理的であるとの総務省が主催します地方公務員の給与等に関する専門家会合の取りまとめに倣い、提案をさせていただいており、また地方公務員法におきましても職員の給与の決定につきましては、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他事情を考慮して決めることとされていることから、これらが十分に反映されております人事院勧告に基づき、改定を行なうことが適切と判断していることから、町内事業者の把握は行なっていないところでございます。

未加入者の件についてでございますが、こちら特段周知しているわけではありませんけれども、勤務時間中に総務課のほうに言っていただければ、意見として伺うことはしておりますし、実際にこれまでも給与だけではなく、休暇等においても相談を受けたという事実はございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） お伺いした中で改めてお伺いをいたしますが、御答弁のありましたいわゆる町内における官民格差の部分についてでございますけれども、ただいま御答弁の中にありました総務省等のね、お示しについて朗読されましたけれども、こちらについてのいわゆるね、人勧の在り方としては、最終的にはそれぞれの自治体、地域の情勢に合わせてね、それぞれで考えてくださいというものですよね。そもそも人勧とは、

国家公務員といわゆる大手企業の官民の格差というものを是正しようというもので、それを地方にもというところでございます。そこでいう総務省とかが言っている中ではね、例えば北海道内の何名ぐらいの自治体ではこうです、人口規模はこのぐらいではこうですとかっていうものは示されておりませんし、北海道からもその辺は示されていないというような実情がある中で、本町においてはどうかというところなんです。繰り返しますけれども、本町においての官民格差というものがね、ともすれば拡大しませんかと。役場職員は上がるけれども、実際に町内のね、事業者もそれに伴ってみんなですらやっぱりそうした賃金というものが上がっていけば良いとは思いますが、役場は上がるけれども民間は上がっていないというような実態があるのであれば、町内における官民格差というものについては乖離がね、広がっていくのではないかという懸念からお伺いしてございますので、まずそういう意味で総務省のところを朗読、お示しいただきましたけど、そこは当たらないのかなと、私はなんか聞いている中でそう感じたんですけども、もう少し具体的にね、じゃあ何をもって具体的にどのようなデータが示されているから、町内においてはそうした実態のね、調査をする必要がないと御判断されたのか。具体的に示されているデータについて、一部や概要で構いませんからお示しをした上で、改めてお答えを求めます。

また、組合未加入者の部分についてでございます。合意は今回は取っていないけれども、何かあればお話を伺う場を設けているというところで、勤務時間中に総務課に来てくればというところですが、これ当然のことながらそうしたお話をしていく中で、あの場で行ける職員って結構いらっしゃるんですか。というのは、多くの職員や来庁者の目が届く中で勤務時間中ということになれば、少しお話ししにくいようなこととかっていうのは、相談しやすいような環境というのは十分取れているということなんでしょうか。なかなか組織の中においてそういったものは難しいというのが一般論だと思いますけれども、そうした配慮というのは十分になされているという御認識の上での提案というのか、体制となっているのか伺います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 最初の質疑でございますけれども、こちらにつきましては人事院勧告に基づいてこちら提案させていただいておりますが、北海道の人事委員会におけるデータのほうも参照させていただきまして、北海道におきましては、基本的に道内における事業所の調査を行なっております。こちらも参照させていただきまして、今回におきましては人事院勧告及び北海道人事委員会についての勧告内容について差異がなかったということで、こちら今回提案させていただいているところでございます。

未加入者の配慮でございますけれども、こちら相談に来られた際にはその場でお話できる方もいらっしゃいますし、できない方につきましては別室に入って別室でお話を聞くということもしてございますので、それはその方の御意向に沿った形で対応させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

次に、梅村智秀議員外１名から地方自治法第１３５条第２項の規定によって、高橋利勝議員に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、この動議は日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後１時３９分 休憩

（懲罰動議配布）

午後１時４１分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第１ 懲罰動議

○議長（篠原義彦） 追加日程第１ 高橋利勝議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定によって、高橋利勝議員の退場を求めます。

（高橋利勝議員、退場）

○議長（篠原義彦） 提出者の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、高橋利勝議員に対する懲罰動議につきまして、提案の理由を御説明いたします。

令和７年１月３１日、本日でございますが、開催の第１回臨時会において、藤田直美議員に対する処分要求の件に対する懲罰委員会審査結果報告書を提出した際、委員会の審査においては、今回の被処分議員の議場での発言は、議長の許可を得て

おらず不規則発言であり、処分要求議員の一般質問が中断となったことは好ましくない、何かしらの処分も必要ではないか、との意見も出されましたなどと、秘密会にて開催された議事を公開の議場で漏えいさせた。よって、会議規則第97条秘密の保持に抵触しており、懲罰を求めるものであります。

当該高橋利勝議員は現在も副議長職にあり、これまでも議長や委員長職を歴任し、9期目を迎えるベテラン議員であり、議会運営や会議規則等には当然のことながら熟知しているものと思料するものであります。

自らが委員長を務める懲罰特別委員会にて秘密会との議事運営を行なっていながら、その秘密会における議事を本公開の議場で漏えいさせることは、本別町議会の資質すら問われかねないことであります。

議会における会議は全公開が大原則であり、情報は町民共有の財産であるにもかかわらず、それを秘密会などとの運営をしたことには、私自身疑問もあるところであります。

この結果報告書の結びにおいて、議長に対して綱紀粛正を求めておきながら、自らが会議規則違反を犯し、それも秘密会の議事漏えいという極めて重い懲罰事犯を犯してしまったということについては、本町議会の信頼をおとしめることにもなりますし、結果として議場の秩序を乱す行為となったものであり、到底許されるものではありません。

本町議会において真に綱紀粛正を目指す機会とするためにも、厳正な措置が必要であると考えするため、発議に至りました。なお、事務局経由で北海道町村議会事務局にも照会を行なったところ、当該事犯については秘密会の議事漏えいに当たる、つまりは懲罰事犯となり得るというような回答を得ていることを付言いたします。以上。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 理由の中で書かれている内容というのは、議事録で確認されたということによろしいですか。議事録をもって確認していますかということで、内容について。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 阿保議員のおっしゃっておられることは、この提案理由に書かれている括弧書きの部分についてでございましょうか。

本日配布されました懲罰特別委員会審査結果報告書の記載内容をそのまま引用してございますので、議事録等ではなく、高橋利勝議員が委員長として提出なさいました懲罰特別委員会審査結果報告書の裏面の部分に記載があるところから引用したものでございます。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰については、会議規則 111 条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。

したがって、本件については委員会条例第 6 条の規定により、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これを付託することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、次のとおり指名いたします。

懲罰特別委員には石山憲司議員、水谷令子議員、阿保静夫議員、藤田直美議員、方川一郎議員、加藤徹己議員、以上のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時 48 分 休憩

休憩中に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

午後 2 時 07 分 再開

○議長(篠原義彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に石山憲司委員、副委員長に方川一郎委員と決定をいたしました。

以上、報告といたします。

なお、懲罰特別委員長から処分要求の件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布いたしました閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠原義彦) 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

高橋利勝議員、入場ください。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（篠原義彦） 日程第 7 議案第 2 号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第 2 号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与に関する勧告に伴う一般職職員の期末勤勉手当支給月数の改定に鑑み、常勤特別職の期末手当についても改正するため提案をするものであります。

改定の概要であります。期末手当の年間支給月数を 0.1 か月分引上げ、総支給月数を 4.2 か月から 4.3 か月とする内容であり、この改定に伴う影響額は 19 万 2,500 円の見込みであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和 42 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 210」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 210 を、12 月に支給する場合には 100 分の 220」に改める。

この改正につきましては、12 月期の期末手当につきまして 0.1 か月分引き上げる改定であります。

第 2 条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 210 を、12 月に支給する場合には 100 分の 220」を「100 分の 215」に改める。

この改正は、期末手当 0.1 か月分の改定につきまして、令和 7 年 4 月 1 日から、6 月、12 月支給分にそれぞれ 0.05 か月を振り分ける改定であります。

附則。

施行期日等。

第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、第 1 条の規定による改正後の常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

期末手当の内払。

第 3 項、改正後条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上、議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀）　ただいま御提案をいただきました常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、そもそもこの特別職の報酬等に係る国からの通知というものもこれまで複数ありまして、その要旨といたしましては、一部の地方公共団体において特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用する向きが見受けられる。特別職の報酬等はその職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし、またその額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、現に留意すること等の通達、通知等がなされているところでございますが、この提案理由、記載の内容をそのままもう一度読み上げますと、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の期末勤勉手当の改正を行なうことにより、それらに準じて規定する常勤特別職の期末手当についても改正する必要性が生じたので本条例を提案したとありますが、この提案理由にございます必要性という点について、特にでございますが、根拠等を明確に示した上でちょっと御丁寧に理由の説明を求めるものでございます。

また、今読み上げたとおり、要旨としては国からはこのような趣旨で示されているところでございますが、ともするとこれに反する条例案と、提案となるのではないかと危惧いたしました。その所見も伺います。

2点目でございます。本提案後でございますが、特別職の給与手当等の総額、年俸としてでございますが、それぞれどのようになるのか、職責ごとにお伺いをいたします。

3点目でございますが、町長以下特別職の皆様は、それぞれの御自身のお考えといたしまして、今回の人事院勧告に際して特別職自ら御自身の給与等手当等を含めて、給与等と言いますが、給与等を増額すべきとお考えの上での御提案となっているのか。であるならば、増額に値するとお考えの御自身の直近の実績等と併せて、どのような御見解や御実績等から増額に値すべきだとお考えなのか、それぞれについて具体にお伺いをいたします。

また、改めてさきに申し上げた国からの通知等の要旨の部分に関連してまいります。報酬等審議会を開かずに増額提案をする具体的理由というものについて、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、職務の特殊性に鑑みて町村独自で決定すべきものというところでございますけれども、こちらにつきましては、そもそも常勤特別職の給与につきましては、管内情勢、管内的に見ても一律規定しているものではございません。金額につきましては、個々それぞれ、各町によって定めてございますので、これにつきましては一定程度の町村の独自性というのは見出しているのかなと考えてございます。

その中におきまして、今回人勸に伴いまして0.1か月分の手当の増加をさせることでございますけれども、こちらに関して言えば、これまでも答弁させていただいておりますけれども、町長、副町長、教育長、特別職について、基本的に報酬として支払われておりますが、その勤務の特殊性、常勤の特別職ということもありますので、他の業務と兼任することができず、他の副収入が得ることができないと鑑みたときに、生活給に極めて近いものではないかと捉えてございます。その中におきまして、昨今の物価上昇等を踏まえた中で、今回月例給については手をつけてございませんけれども、手当については一定程度一般職員と同様に上昇させるのが是ではないかということで、提案をさせていただいているところでございます。

その次、町長、副町長、教育長、それぞれの額についてでございますが、もうこれ改定後単純年額でいかさせていただきますけれども、町長につきましては1,217万6,100円、副町長につきましては1,004万800円、教育長につきましては916万600円となっております。

特別職の人勸に際して増額する具体的な理由についてでございますが、こちらにつきましても毎回答弁させていただいておりますけれども、町長、副町長、教育長につきましては、それぞれその職務の重責の中でこれまで町政執行、教育行政執行に携わっていただいている方でありまして、そこについては一定程度の成果も出てきているというところで、これについては、増額につきましては先ほどもお話ししましたがけれども、一定程度の物価上昇等も踏まえた中で生活給の意味合いもあると捉えておりますので、今回上げさせていただいておりますが、町長、副町長、教育長におきましては、その職責に準じてこの額に見合うお仕事をいただいているものと捉えているところでございます。

報酬等審議会を開催しない理由でございますけれども、本町の報酬等審議会条例におきましては、町長、副町長、教育長の月額報酬を上げる場合につきましては、こちらについては意見を聞くということになってございます。今回につきましては、手当の率を変更ということになってございますので、報酬等審議会については開催してございません。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 1点目にお伺いした点でございます。私先ほど国からの通知の要旨を申し上げたところでございますが、そのうちでは特別職の報酬等は生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定されるものとは違うよと、一般職のものは違うよと指し示

されているところでございますが、本町としては、地方公共団体の独自性というものをも十分に勘案した上で、本町の見解としては物価上昇に伴って1,217万なにがしいたでいる町長も、物価上昇に伴ってね、手当を増額すべきだというような見解を持てると、国の見解と反しているけれども、町独自の見解としてそのように持っているということなんでしょうかね。その辺の御見解、国と反する、国の通知等と反するものであるので町独自の見解がどのようなものであるのか、具体にお伺いをいたします。

また、3点目にお伺いをいたしました部分でございますが、これ町長以下、御三方の特別職のお考えがどうでしたかと問うてございますので、それぞれが皆さんどうお考えだったのか。町の行政、組織としては物価上昇等を勘案して手当増額すべきだということで組織としての意思決定はなされたと思いますが、当然のことながら町長、副町長、教育長、それぞれの特別職の方々がそのとおりだねっておっしゃったのか、口を揃えて、いやいやその必要はないよとおっしゃったのか、意思決定に際して御三方のお考え、どういったものであったのか、ここは具体に、それぞれ具体にお伺いをいたします。

最後伺いいたしました報酬等審議会の部分についてでございますが、これですね、結果本提案については手当の部分ということでございますが、これ実質上ですけども、これを別に人勧に呼応して別に特別職の報酬等を見直す必要性ってのはないわけでございます。別に法的に義務付けられてるわけでも何でもないですし、直接的な関連性というものもないという中で、だからなんでこれ提案理由のあるように期末手当についても改正する必要性が生じたなんて言い切りになっているのかという点でございますから、この提案の理由の必要性とかについてですけども、別にやる必要ないんですよ、これ。ないけれども、組織としてそういう意思を示したということについてそれを否定はしませんけれど、だったら何でだから上げたいと思っているのかというところをね、もっと明確に御三方のお考えも併せてお伺いをするのと、上げるのであれば別に人勧に呼応してね、手当を上げるんじゃないくて、堂々と報酬等審議会を開いて、民意を反映して、一定の実績上がってるんですよ、こういう実績あるんだから、これだけ上げるべきだという民意をしっかりと反映したらよろしいんじゃないのかなという見解から私このようにお伺いしてございますので、その辺をなぜその報酬等審議会を開いて正々堂々と、いわゆる給与や手当等、いわゆるそういった意味での報酬についての見直しをね、行なわないのかという点、お伺いしてございます。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） まず1点目、本町としての見解、国と見解の相違があるのではないかとこのところでございますが、国においてはそういった形で特別職の給与については決定をなささいよというのは書かれているのは承知してございます。今回出ささせていただきますのは、先ほど言った理由の物価高騰も含めてということになってございますけれども、今回におきましては、国におきましても国会議員の歳費、また国における常勤特別職の手当等も人勧に呼応して増額してございますし、北海道他市町村におきましても同様な形で行なっておりますので、そういったところも勘案しながら、今回この人勧については提案をさせていただいたところでございます。

決定に際してそれぞれの考え方というところを私が答えていいのかちょっと分かりないですけども、当然決定に際しましては僕ら事務方で全て決定しているわけではございませんので、町長、副町長、教育長の考え方にも基にしながら、提案をさせていただいているところでもございまして、それぞれ今回上げるべきではないかというところで提案させていただいているところでもございます。

最後、報酬等審議会につきましては、現状におきまして月例報酬を引き上げるというところは考えていないところといたしますか、こちらにつきましては町長、副町長、教育長と相談の下、今の情勢を鑑みながら月例報酬を引き上げるということは考えてございませんので、報酬等審議会にかけていないところでもございますが、今後何らかの形で、これだけ先ほど特別職の給与については生活給に近いものもあると答弁させていただいております、これだけ物価等が上昇している中においてそれがどうなのかっていうところで判断をしなければならないときには、当然報酬等審議会のほうにも諮らせていただきながら現状をお伝えさせていただいて、どうしていくべきかというのは協議していくものと考えておりますが、今回につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、手当の月数の増額の改正になりますけれども、増額改正ということで報酬等審議会を開いていないというところでもございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、その報酬等審議会の部分についてでございますが、これ手当であればね、開く必要性がないというような位置づけ、立てつけでございますけれども、これ結果として、だからなぜね、開く必要のないところで上げていくのか。別に人勧で手当だからそれに呼応して手当という必要性もないわけで、私がお伺いしたいのは、なぜだから諸物価高騰もあると、そういう社会背景もあるんだったら、なぜその月例給のほうでやらないんですかというところなんです。今回は手当のほうと、これも御三方の御意見なんですか。報酬等審議会を開く必要のない手当のほうで上げちゃいましょうよ、それオーケーですねっていうのが御三方の御意見というところで、それも組織として反映しての提案となっているんでしょうかね。その辺、だから結果として、総額としてお金に色つきませんからね、手当として渡すのか、月例給として渡すのか、それはいずれであってもやはりきちんと民意を得て、増額すべきだというお考えは持ってないということなんです、今現時点では。この提案に際しては持たなかったということでもよろしいんですね。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 手当の増額改定につきましては、報酬等審議会を開催する予定はございませんでした。以上です。

（「議事進行に関する発言です。」と発言する者あり）

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 手当に関しては、その報酬等審議会を開く必要性はないというところで、もう少しちょっと丁寧な御答弁を求めたいので、趣旨がきちんと伝わってなかったのかなというところでもございますけれども、今回の提案に際しては、別にその手

当にするのか月例給にするのかという位置づけは別に自由じゃないですか。そういう裁量がある中で、今回はなぜ手当にね、しようとお考えになったのか。つまりはそのお心づもりとして、しっかりと報酬等審議会を開いて、正々堂々と月額をね、月例給を上げていこうよというようなお考えはなかったから、手当のほうに安易に提案をしていると。安易にというとうんと言いにくいと思うんですけども、そのようなね、しっかりとした手続きを踏むことの選択をしなかった、そういう御見解はお持ちじゃない上での提案だということで捉えてよろしいんでしょうか。ということをお伺いしたかったので、議長のほうで整理をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 今回、手当の月数の増加につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり国、道、各種地方公共団体のおおむね全てのところが今回手当のほうで改正をしているという中におきまして、本町におきましてもこの手当の改正について提案をさせていただいております。

なお、梅村議員おっしゃられた月例給の改正につきましては、現状のところ町長、副町長、教育長ともに月例給を改定するときではないということではいただいておりますので、提案していないところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

私自身は何も町長以下特別職の皆様がお仕事が軽いとか、そう思っていることではございません。一定の成果が上がっているというのであれば、しっかりとそれを民意に問うということが、そういう手続きが必要ではないのかと考えております。人勸、人事院勧告に伴う職員の給与の見直しというものについては、昨今の諸物価高とかそうした社会情勢等を十分に勘案した上で、私は賛成をいたしました。

でも、特別職のいわゆる給与等報酬等の増額というものについては、別に人勸に倣う必要というのは全くないわけでございます。にもかかわらず、あたかももうこれに便乗してね、値上げを増額をしていこうとしか受け取れないものでございます。

町財政が厳しい、聖域なき改革をなどということあるごとにもうたいながら、人勸等直接的に関連性がないこうした特別職の報酬等について、かつさきにも述べたとおり、国からは実質上のこうした人勸にのっとったスライド式の値上げ、増額というものについては十分に留意しろと、つまりはやるなと、やらないでくださいよというような趣旨が示されているにもかかわらず、こうした実質上の便乗値上げ、便乗増額がなされたということについては、国からのそうした指針、指し示されているものについても反するもの

でございますし、少なくない町民の意志にも反するものと考え、反対を致すものでございます。

御自身の一定の成果があると、そのようなしっかりとした自負があるのであれば、そのような抽象的な表現ではなくて、直近の実績として具体的にこういうことがあってこういう成果が生まれました、こういう効果が生まれましたとお示しになればよろしいと、町長御自身が御答弁に立つこともできますし、それをしっかりとお示ししていただいたかったと考えるところでございますが、それらの発言もなかったところでございます。町長がしっかりとこの町政を担っていくと、続投する意思もしっかりお持ちであれば、今夏に控えている町長選挙において町長報酬、特別職の報酬等の増額についても公約等に掲げて民意に問えばよろしいのではないのかなと考えるところでございます。仮にそうした続投の意思がないということであれば、任期間近にして実質上の増額となるような本提案というものについては、その必要性はないと考えるところでございますので、本提案につきましては強く反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○11番（高橋利勝）〔登壇〕 議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案理由にもあるように、人事院の給与に関する勧告に伴い一般職の期末手当及び勤勉手当の改正を行なうことによって、一般職との均衡を図るためなど、それらに準じて規定する常勤特別職の期末手当について改正する必要性が生じており、賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 議案第2号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回の人事院勧告は、地方公務員法に基づく一般職の給与に関しての勧告ですが、常勤特別職に関しても地方公務員と考えることから、手当の基本となる特別職月額報酬は特別職報酬等審議会の答申を受け、これまで決定されてきましたが、期末手当については、これまでも人事院勧告の支給月数を準拠し、その時々、様々な状況を鑑み、条例改正をしてきました。昨今の人口減、高齢化社会、子育て世代のニーズ、デジタル化社会など、職責は増しており、今後も困難であることは明快であることから、期末手当についても、経済、雇用、社会情勢等を反映させてもいいと考えております。

恒久的な職ではないこと、選挙によって選ばれること、常勤であることなど、その職責と責任の特殊性に基づいて決定されていくべきと思っております。

月額報酬が高額であるから反映させないというのではなく、高額と考えるならそのこ

とを踏まえ、月額報酬を決定していくべきと思います。

また、民意というなら私たち議員は町民の代表であり、決定していくので、民意の決定であると思っております。特別職の期末手当も人事院勧告の内容に準拠し、定めることが合理的であると考えております。

以上のことから、本議案に賛成をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 発議第1号

○議長（篠原義彦） 日程第8 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 日程第8 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案いたします。

昨年11月14日に行なわれました議会運営委員会で議論をし、1月16日承認署名をいただいた事件となっております。

今回の改正による影響額については、議員11名分で22万6,300円の増となっております。

それでは、改正条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「、6月に支給する場合には100分の210を、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の210を、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の215」に改める。

附則。

施行期日等。

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

期末手当の内払。

3、改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

以上、提案いたします。

審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから、質疑を行ないます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） ただいま発議第1号について御提案の説明をいただいたところでございます。こちら提案理由の記載が人事院の給与に関する勧告に伴い、条例を改正する必要が生じたので本条例を提案したとございますが、これは特別職給与等と同じで人勧と議員報酬というものは直接的な関連性というものはないものでありますが、この提案理由に記載がございます条例を改正する必要が生じたというのは、どういうことなのでしょう。必要が生じたのではなくて必要を生じさせたというのが正しいのではないのかなと考えたところから、この提案理由、その必要性について根拠を明確にした上で御丁寧に御答弁を求めるものでございます。

続きまして、この議員報酬というものにつきまして、過去私自身が議員報酬の減額に関する発議を行なった際、この議員報酬というものは議員全体に関わることだと、それをきちんとしたコンセンサス、共通理解を得ない上で1人で提出するのはどういうつもりかと言ったような趣旨の反対をされた経緯がございます。

今回議運で令和6年11月14日に議論がなされてというところの御説明もありましたが、議運の中でも提出者石山憲司議員、阿保静夫議員、藤田直美議員、水谷令子議員とありまして、議会運営委員会の総意ともなっていないということが明らかでございますが、この辺どうなのでしょう。提案に際しまして議会議員全員の明確なコンセンサス、共通認識というものが図れた上での提案、提出となっているのか、お伺いをいたします。少なくとも私自身はこれに同意をした覚えはないというところと、併せてお伺い

をいたしたいのが、現在開催されております報酬定数に関する特別委員会が設置されております。その中で議員報酬に対する考え方ということで、議長及び委員長、ここでは高橋利勝議員になりますが、この御二方、篠原議員と高橋議員を除いた9名の議員の考え方が記載がございます。町民に対して発送するアンケートの素案の中に記載がございますが、阿保静夫議員は現状維持、方川一郎議員はどちらでもない、藤田直美議員はどちらでもない、石山憲司議員は増額すべき、私梅村は減額、水谷令子議員は現状維持、丑若浩行議員は現状維持、加藤徹己議員は増額、宮本やよい議員は現状維持というところがございます。これ実質上の議員報酬増となるわけでありまして、議員報酬に対する考え方というものと齟齬が生じているのかなと感じたところでございますが、この辺特別委員会で示されている各議員の考え方とこの発議者、提出者と賛成者のお考えにちょっと齟齬があるのではないのかなと感じたところから、その理由等についてそれぞれお伺いをいたします。それぞれの方という意味ですね、についてお伺いをいたします。

3点目、現在こうした特別委員会が設置されまして、議員の報酬や定数について議論が進められるところでございますが、さきにも申し上げたとおり、この人事院勧告と議員報酬というものが何ら直接的な関連性はない中で、このたび発議する必要、時期的なものというもので、なぜ今する必要があるのかというところに大きな疑問があるため、このタイミングで出された理由というものについてもお伺いをいたします。

最後でございます。本別町議会といたしまして、議員報酬の実質上の増額に値する具体的な事由、または成果というものがあるのか、あれば具体的に議会としてこういう成果を上げましたよってというようなものについてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） それでは質疑に対しまして、お答えいたします。

1点目と4点目ですか、その必要性云々ですね。これにつきましては、議員の手当はこれまでも人事院勧告に呼応して議会としてその都度決定させてきていただいている経過がございます。

今日の経済、社会情勢の影響で、国民全体がその影響を被っていると考えられます。議員活動におきましても、その影響がないわけではなく、ある一定程度の水準は保つべきだと思っております。

それから、2点目にございました賛成者が3名で、議運全体で6名でございますので1名欠けている、総意ではないではないかという意見でございますが、議会運営委員会も、合議制でございます。賛成者をもってこの提案をさせていただいております。

それから3番目ですか。特別委員会9人の方のそれぞれ考え方が、近々発送する予定でございますアンケートの中に、それぞれの意見が記載されております。これはあくまでも決定したことではなく、これから各議員が自分なりの意見をアンケートなり、町民懇談会なりを経て、それに基づいて意見変わる方も当然あるでしょうし、私も含めましてそういう可能性は常にあり、個人の最終決定ではないと私は理解しております。

それから増額の成果というところですか、5点目。本別町議会は我々の先輩たちが随時築かれてきたこの本別町議会、決して他の町村に劣っているものとは私は考えており

ません。先輩諸氏の努力によって、本別町議会はトップではないですけども確実に議会改革も進めておりますし、行なってきたという自負を持っています。そして、このたび成果ということでございますけども、我々がなりましてからも、当然ナイター、懇談会等は継続しておりますし、この議会中継というのも我々議員になってから行なわれるようになり、広く町民に開かれているという点においては、私は非常に大きな成果ではないかと理解しております。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） これまで慣例といたしまして、この人勧に呼応してその都度判断をしてきたと、こうした実態があるのは私も承知してございますが、ただ背景が違いますよね。今ってこの報酬や定数を見直すための特別委員会が設置されているというような背景がある中で、さきにもお伺いしましたが、だからその結果を待てばいいんじゃないですかということから、なぜ今のタイミングなんですかということをお伺いしてございます。

これまでというのはそうした特別委員会、見直す機会っていう機関、特別委員会というのは設置されてない中での都度都度の判断でございますが、今現在は背景が違いますよねというところから、なぜ今直ちにこのタイミングで、この実質上の増額を行なう必要があるのかという点について、改めてお伺いをいたします。

また、議員報酬に対する考え方、さきに述べたとおりでございますが、増額とされた篠原議員と高橋議員を除く9名中、増額との考え方を示したのが石山憲司議員、加藤徹己議員のみであり、どちらでもないが方川一郎議員、藤田直美議員であります。その他私の減額を除いた後は現状維持であり、まず増額というような明確な意思表示をしているのは9名中2名であります。

議運の中でも総意と、議運の中で全会一致となっていないという点、また私自身も賛同はしていないというところから、少なくとも一定数の議員の中には疑義があったり、かつこの発議に賛成署名をしているが議員報酬に対する考え方、実質上の増額になる条例の改正に賛成はしているけれども、特別委員会上においては現状維持だとかどちらでもないというような意見を表明している方がおり、御答弁の中から変わる可能性があるんだったら、きちんとだから結果を待ってからでいいんじゃないですかと。ここで増額しておいて、変わって、じゃあまた下げますかとかっていう話にならないんだと私は考えているところから、なぜこのタイミングなのか、またこの賛成者の中でも議員報酬に対する現時点の考え方が異なっている方が賛成署名をしている、それぞれの議員どういう考えなんですかという点について、改めて個々の議員の考え方も含めてお伺いをしたいところであります。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） まず、全体的にまず申し上げたいと思いますけども、現在の特別委員会設置して進めております。これにつきましては、個々人の考え方というのは、あくまでも現状における考え方でございまして、これ報酬でございます。今回の提案は手当について、そして私も先ほど説明で申し上げましたが、手当については、過去の経過

といたしまして、人事院勧告に呼応して上げたときもあれば据え置いたこともある。いろいろございましたが、それに基づいて今日までしております。

なぜ今なのかということについて、簡単に申し上げさせていただきたいと思います。皆さん御存じのとおり、バブルというのは日本の経済上ございまして、それが崩壊して、1990年代の後半から確かに日本はデフレマインドにありました。ただ今回のコロナ禍において、世界のサプライチェーンが崩壊し、ロシアによるウクライナ侵攻によってエネルギー、食料の高騰価格、これらを受けまして、日本の経済も極めて円安の問題もございまして、輸入が非常に高額になってきていると、単価が。インフレ状態になるとどうなのかと言いますと、私は結論的に言うとお金の価値、極端に言うとお金の価値というのは、減額になっています。例えば100円で買えるものが120円になれば、その分円の価値自体は下がっています。確かに我々報酬手当等というのは、役務に対する対価であります。対価というのは、貨幣価値でございます。その価値が下がっているときに据え置くということは、原則我々の報酬が下がっているということ、価値として下がっているということになろうかと思っております。

したがしまして、今この時期にという点はまさに本別町もこの後審議されます物価高騰対策、いろいろやっております。その中でお金の価値が下がっているという現実を理解してもらえると私は理解しております。

そして個人の考えですか。増額は2人しかいないんじゃないかと言いますが、これは報酬に対する増額は現状においては2人しかいませんけれども、これはあくまでもこれからの審議過程によって、それぞれの方が判断されることだと私は理解しております。

したがしまして、この提案の中におきましては、私自身は提案は正当であると、適正であると理解しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私がなぜこのタイミングでという時期について問うてございますのは、いわゆる昨今の社会情勢というものについて述べているのではなくて、今報酬や定数についてね、審議をする特別委員会設置されてますよ、今その議論を進めてますよ、ならば、その結果を待ってからでいいんじゃないですかという考え方から、なぜ今なんですかと。なぜ今このタイミングで直ちに何ら関係性、直接的な関連性のない人事院勧告に伴って我々の議員報酬まで上げる必要があるんですかと。先ほど手当とおっしゃっておりますけど、手当も含めての議員報酬でございますから、つまりは議員報酬でございます。議員報酬そのうち手当を上げる必要性がなぜ今あるんですか、しっかりとこの特別委員会の結論を待ってからでもいいんじゃないですかという考えから、なぜ今なんですかと問うてございます。

また、現時点の考え方ということでございますが、この発議、今このタイミングで出されているので、現時点の考え方で皆さん表決をなさるわけですから、現時点の考え方が示されている増額は加藤徹己議員と石山憲司議員お2人ですと。あとは現状維持とどちらでもない、また私が減額ですよというところで、どちらでもないや現状維持とい

う考えを持っている方が実質上の議員報酬増となる、増額となる条例の改正案に賛同しているということは、いかなる理由かということをお聞きしますので、阿保静夫議員、藤田直美議員、水谷令子議員について、なぜどちらでもないや現状維持というようなお考えなのに実質増額になるこの本提案に賛同をされて署名なされたのか、個々人ごとにお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 石山議員。

○6番（石山憲司） 最後の件につきましては、これは今行なってるのは質疑でございます。議事に対して問いただしているのでもございます、例えば私はこう思ってるからどう思いますかっていうのは、私は質問でないかと思えます。

したがって、私のほうではこれは質問であるので、議長のほうから質疑でございますので、質疑に徹するようお願いしたいと思います。

私のほうから、なぜ今なのかっていうお話でございました。それにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ここ最近、近年の貨幣の価値が下がっているということで答弁とさせていただきます。

それから人事院勧告ですか。これにつきましては、今報酬の特別委員会をやっているの、なぜそれが待てないのかって言いますが、手当につきましては、人事院勧告のたびごとに本別町もそれを考慮して増減をさせていただいております。報酬については、17年から20年間、現在の報酬が続いております。手当につきましては、人事院勧告に準じてといいますか、呼応して本別町議会は対応しておりました。以上であります。

○議長（篠原義彦） 石山議員、質疑をやっていますので誤解しないように。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 私の考えを述べさせていただきます。私は人事院勧告によってこれまで本別町議会は議員報酬を参考にしてきたという経緯があります。

それで現在、本別町議会の期末手当は管内でも平均を下回っています。これによって議員の社会状況において、手取りを増やして経済を回していくという動きがある中で、現在の存在意義である多様な人材参画や成り手不足の改善にもつながっていくと考え、これまでのように人事院勧告を参考にしていくという経緯を私は賛成いたしました。

また、さきに特別委員会での発議ですけれども、私はそこでもいろいろな意見を言いました。現在を大きく変えるには、やはり議員自体が減額していくと、人数を減らすとか大きなところでやらなければ存在しないのではないかという考えですので、私自身は現状維持ということで、町民の皆様に提案いたしましたところです。

ただ、ここで人数が減っていくとか、それぞれの考えが、状況が変わっていけば、私自身も意見は変わる考えです。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 以前ある団体ということにしておきますけど、ある団体との懇談会の機会がありまして、そのときに本当にざくばらんに話をしているときに、その

団体の方が、自分の収入を考えると今の議員報酬等の状況ではなかなか難しいんだよってというような率直な声もありまして、そのことがずっと心、耳に残っておりまして、今回こういう提案があったので、その声に少しでも応えられるのかなという立場で賛成をしました。

議長（篠原義彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○1番（宮本やよい）〔登壇〕 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

議員報酬に関しては今、特別委員会を立ち上げて議論している最中です。その中で町民の声も聞こうということで、これからアンケートも取る予定です。にもかかわらず、それを無視して今このような発議は言ってることとやってることに矛盾しか感じません。この状況で町民が納得するとは思えません。

よって、反対とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○4番（水谷令子）〔登壇〕 発議第1号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本別町議会では、議員報酬はこれまで人事院勧告を参考にしてきた経緯があります。過去には、社会状況を踏まえ据え置きや、コロナ禍では報酬の削減をしてまいりました。現在、本別町議会の期末手当は、十勝管内でも平均を下回っています。社会状況において、手取りを増やして経済を回していくという動きがある中、議員の存在意義である多様な人材参画や成り手不足の改善としても、今回の期末手当0.1か月分上げすることは有意義であると考えます。

今後、さらに議員各位報酬額に見合う活動内容や活動量をしていくことが必要であると申し添えて、今回の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成します。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

まずもって事実の確認をいたしたいんですが、議員報酬というものは生活給ではないと。これは先ほど石山議員からもそれに類する御発言があったところでございますので、共通認識を持てるところかなというところでございますので、生活給ではない中、円の

価値の減ないしは物価高等というものではなくて、我々が議員として活動した部分に対しての対価としていただいているものですから、そうした社会背景というものは考慮する必要性はないのではないのかなと考えているところであります。

生活給ではないという中で、当然議員としても町内の経済を回していこうとか、生活に云々支障があるということであれば、それは足りない分は働けばいいのではないかなと思います。当然毎日、朝から夕方まで拘束されているわけではないですし、現役世代の方々が事業を営んだり、勤務したりというところで報酬を得ているという方も多くいらっしゃいますし、足りない分はいろんな形で町に奉仕をしてとかという形で自分で稼げばよろしいと考えるところであります。何よりも、今議員の定数と報酬に関して審議をする特別委員会を設置しており、ここでこれから議論を展開していこうと、町民へもアンケートで町民の意向も確認した上で議論を進めていこうという中で、今実質上の増額となるようなこの提案をする必要があるのかというところでございます。

その結果を踏まえて、改めて議論をしっかりと民意を反映した結論等をすべきであり、今このタイミングで増額となるこの提案を可決する必要性は全くないと考えているところでございます。

少なくない町民の声でございますが、私は今回の影響額といたしまして22万6,000円ですか、そうした増額が町民によって許容される、認められるだけ本別町議会が評価されてるとは受け取っておりません。当然、私自身に対する厳しいお声もいただきますし、叱咤激励含めていただいている中でございますけれども、議会として実質上の監視機能を果たしていないんじゃないかと。何でも賛成、さしたる発言もないと、議会や議員は何をやっているんだという大変厳しいお言葉も複数の町民の方からいただいている実態もあり、町民の理解は到底得られるものではないと考えているところであります。

以上をもって、反対といたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○7番（藤田直美）〔登壇〕 発議第1号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本町の議会議員の月額報酬は平成16年特別職報酬等審議会の答申を受け、削減をし、平成17年から現在の報酬となっていますが、期末手当については、人事院勧告に準じ議論をし、条例改正を行なってきた経緯があります。

議員の期末手当を職員の支給月数と同じにするという条例で定めている近隣町村がある中で、本町は様々な状況に応じ、柔軟に対応し、据え置いたこともあることから、管内では一番低い支給月数となっています。年間報酬額についても、14番目となっており、高い位置にあるとは思いません。

期末手当については、経済、雇用、社会情勢等を反映して決定される人事院勧告に準拠して定めることが、最も合理的であると考えます。

また、先ほど特別委員会での私の発言についての言及がありましたが、その時点基本となる報酬月額に関しての考えということと、その時点ではどちらでもないという私も

意見を述べましたが、前後ちょっとかなり要約して書かれてはおりますが、今後のアンケートの結果を踏まえ、報酬の増額については、報酬等審議会の意見を参考とすべきということでお話をいたしました。その時点での私の考えであります。手当については、人事院勧告に準拠して議論していくのが合理的であると考えております。

以上のことから、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（篠原義彦） 日程第9 議案第3号令和6年度本別町一般会計補正予算(第13回)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第3号令和6年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決をいただきました人事院勧告による人件費の調整と国の令和6年度補正予算における重点支援交付金事業に係る費用の計上が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,894万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億2,199万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

7ページ、8ページをお開きください。

2、歳出ですが、7ページから20ページまでの各科目にわたります2節給料、3節職員手当等の補正につきましては、令和6年度の人事院勧告による給与改定に伴うもの、

4 節共済費の補正につきましては、給与改定に伴う調整及び標準報酬月額の改定に伴う調整となっており、各補正の内容につきましては 21 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における令和 6 年度の人事院勧告による給与改定に伴う影響額は、全体で 3,263 万 4,000 円となっております。

また、各特別会計及び企業会計への繰出金等につきましては、同じく人事院勧告等による人件費の調整分となっております。

上から 2 段目の 2 款総務費、1 項総務管理費、9 目企画費、18 節負担金補助及び交付金、補助金、地方バス路線運行維持対策費 84 万円の増額補正は、十勝バス帯広陸別線運行に係る補助金について、十勝バスにおける運行経費計算の誤りにより収支差が増額したことによるものです。

9 ページ、10 ページをお開きください。

上段の 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、10 節需用費 115 万円の増額、11 節役務費 52 万 8,000 円の増額、12 節委託料 114 万 9,000 円の増額及び 18 節負担金補助及び交付金 3,398 万円の増額補正は、国の補正予算による物価高騰対応のための低所得世帯支援事業のうち住民税非課税世帯に対する 3 万円の給付及び同世帯のうち子育て世帯に対し、こども加算として子ども 1 人当たり 2 万円の給付を行なうための費用を計上するものです。

11 ページ、12 ページをお開きください。

上段の 3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、19 節扶助費、施設型給付、特定教育・保育施設 1,019 万円の増額補正は、公定価格改定により増額するものです。

13 ページ、14 ページをお開きください。

下段の 7 款 1 項商工費、6 目消費者対策費、10 節需用費 69 万 1,000 円の増額、11 節役務費 324 万 2,000 円の増額、12 節委託料 38 万 9,000 円の増額及び 15 ページ、16 ページをお開きください。

上段の 18 節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰生活応援商品券交付事業 3,636 万円の増額補正は、物価高騰対応重点支援事業のうち推奨事業分として、町民 1 人当たり 6,000 円の商品券配布を行なうための費用を計上するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして 5 ページ、6 ページをお開きください。

1、歳入ですが、2 段目の 14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、5 節児童福祉費負担金 571 万 9,000 円の増額及び下段の 15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、6 節児童福祉費負担金 264 万 4,000 円の増額補正は、歳出で説明いたしました施設型給付の増額に対する国・北海道の負担金を計上するものです。

上から 3 段目の 14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援事業、低所得世帯支援、事業費及び事務費補助金及びこども加算、事業費及び事務費補助金、合計 3,680 万 7,000 円の増額補正は、歳出で説明いたしました住民税非課税世帯に対する 3 万円及びこども加算 2 万円の

給付に対する補助金を計上するもの、その下、7目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、物価高騰対応重点支援事業、推奨事業補助金3,981万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました6,000円の商品券配布事業に対する補助金を計上するものです。

以上、歳入を終わりました、次に、4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費ですが、7款1項商工費、事業名、物価高騰生活応援商品券交付事業3,674万9,000円は、商品券換金等の業務が年度内に完了できないことから、必要経費を翌年度に繰り越すものです。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第13回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、歳出についてお伺いをいたします。

7款商工費でございます。13ページから16ページでございまして、物価高騰生活応援商品券交付事業、町民1人当たり6,000円ということで御説明をいただいたところでございます。

6目の消費者対策費のうち需用費や役務費、委託料等でもろもろの計上もございしますが、こちらまず商品券を交付するに当たって、いわゆる印刷費もあることから紙での商品券と史料するところでございますが、提案に際しまして、昨今のそうですね、DX化とかそういったもの等も勘案して、何か別の案というものを検討した上での御提案となっているのか。別の案というのは、紙以外の提供をとということでございます。

これ補助金額が3,636万円に対して消耗品費や通信費、業務委託料等でも四百数十万円ぐらいになっておりますので、補助金額に対するこうした諸経費も一定数、1割以上あるもんですから、併せてそうした経費削減であるとか昨今の社会情勢に合わせた形態をとというような検討があった上での御提案なのかという点について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の事業ですけれども、一昨年に引き続き全世帯、町民全員に対して6,000円の配布をするということですが、できるだけ皆さんが使いやすい形ということで考えたところ、やはり電子化ということも今進んではいますけれども、やはり対応できない方、高齢者ですとか小さいお子さんですとかもいらっしゃいますので、そういった方々に関してやはり紙のほうがいいということと、紙ベースもしくは電子を混同して準備しますと、その分また手間がかかる、経費がかかる。一応換金する側のほうも2パターンできてしまいますので、やはり今まで同様紙でやるのが一番、町民にとって一番使いやすい

いのではないかというところから、また前回と同じように紙での対応ということで対応しております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） なるほど、昨今のこうした社会情勢には反するところになるかもしれないけれども、町民の利便性とか経費、手間を考えて紙ベースの商品券としたというところでございます。当然のことながら、そうした電子化よりはいわゆる脱炭素というような観点からはこちらにも当然反するものであるけれども、それは致し方なしと。本町においてもSDGs未来都市というもので位置づけられておりますけれども、その辺もできないというか、町民の利便性を考慮して、脱炭素とてんびんにかけて、町民の利便性を採用したというところでよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

他町村の取組等で電子マネーなど進んでいるところもありますけども、まだ町内DX、そこまで進んでませんので、そういったものができたときには電子化ということも考えますけども、現時点においてはまだベースができてませんので、町民の利便性のほうを優先的に考えました。以上です。

○議長（篠原義彦） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第4号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第4号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の調整が主な内容であります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億485万3,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほどの2、歳出であります。各科目における2節給料、3節職員手当等の補正につきましては、人事院勧告に基づく給与制度改定によるもので、4節共済費につきましては、標準報酬月額改定に伴う調整となっております。5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

下段の5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、7節報償費、記念品代12万円の増額補正は、健康ポイント事業達成者数の増加によるものです。

上段1、歳入であります。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金135万3,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

藤田議員。

○7番（藤田直美） 3ページ、4ページ、5款保健事業、健康管理センター事業費の中の記念品代、健康ポイント事業に関してですが、達成者の増ということで、増額補正されております。どのようなポイントが多かったのか、またその効果について詳しく伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回は、現時点で申請者数が予定よりも増えたことによる増額補正なんですけれども、今年度に関しましては、ポイント付与の場を広げたことで様々な場の参加意欲の向上に寄与できたおかげといいますか、効果があつての増額補正になります。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 効果というのは、参加意欲だけだったのか。また、それに伴って何か別な効果っていうのはあったのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） まだちょっと途中なので、最終的な評価には至ってはいないんですけれども、場を広げたことで参加意欲の向上のほかに運動に関しましても今まで取り組んでいた、各々それぞれ健康のために行なっていた運動ですとか、そういったようなことが今回ポイントのほうに付与できる、ちょっと条件を整備しまし

たので、それが何か健康意識の向上につながったっていう、この事業を通して、そういったような参加者の方のアンケートの声も多くいただいておりますので、それが効果なのかなと現時点では担当としては分析しております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第5号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第5号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う給与改定等による増額が主なものとなっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,416万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の歳出ですが、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費及び2項包括的支援事業・任意事業費の補正につきましては、人事院勧告等による人件費の調整であります。

5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、歳入ですが、上段になります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金79万2,000円の増額は、歳出で説明いたしました人事院勧告等による調整するものであります。

以上、令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（篠原義彦） 日程第12 議案第6号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第6号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定等による人件費の調整となっております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,038万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、いずれも、給与改定及び標準報酬月額の変更によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金619万9,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、議案第6号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（篠原義彦） 日程第13 議案第7号令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第7号令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益194万7,000円を増額補正し、収入の総額を2億8,874万8,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用194万7,000円を増額補正し、支出の総額を2億8,874万8,000円とするものです。

資本的支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中1億3,046万9,000円を1億3,048万6,000円に、8,221万2,000円を8,222万9,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費は1万7,000円を増額補正し、支出の総額を1億6,518万3,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事

院勧告等に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人件費の調整により190万4,000円増額補正し、5,052万2,000円に改めるものです。

7ページ以降、給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金等。

第5条、予算第11条中9,321万7,000円を9,516万4,000円に改めるものであります。

以上、令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的支出など一括といたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（篠原義彦） 日程第14 議案第8号令和6年度本別町下水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第8号令和6年度本別町下水道事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度本別町下水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益74万2,000円を増額補正し、収入の総額を4億2,070万5,000円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用74万2,000円を増額補正し、支出の総額を4億2,070万5,000円とするものです。

資本的支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中1億1,238万9,000円を1億1,256万1,000円に、1億101万3,000円を1億118万5,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費は17万2,000円を増額補正し、支出の総額を3億2,401万9,000円とするものです。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事院勧告に伴う人件費の調整によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人件費の調整により91万4,000円増額補正し、2,382万5,000円に改めるものです。

7ページ以降、給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金等。

第5条、予算第11条中1億7,611万2,000円を1億7,685万4,000円に改めるものであります。

以上、令和6年度本別町下水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 9 号

○議長（篠原義彦） 日程第 15 議案第 9 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 議案第 9 号令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改定等による人件費の調整となっております。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第 2 条、令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款病院事業収益、第 2 項医業外収益を 20 万 2,000 円増額し、収益の合計を 11 億 8,405 万 2,000 円とするものです。

支出では、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用を 1,370 万 1,000 円増額し、費用の合計を 12 億 3,892 万 7,000 円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 3 条、予算第 10 条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第 1 号職員給与費を 1,370 万 1,000 円増額し、8 億 4,388 万 2,000 円とするものです。

他会計からの補助金。

第 4 条、予算第 11 条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第 3 号基礎年金拠出金公的負担経費を 20 万 2,000 円増額し、1,834 万 3,000 円とするものです。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。

補正予算説明書であります、上段の収益的収入、1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金 20 万 2,000 円の増額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものです。

下段の収益的支出、1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費 1,370 万 1,000 円の増額ですが、給与改定及び期末勤勉手当等の制度改正によるものとなっております。

なお、給与費の増減の内訳は 5 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

以上、令和 6 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出を一括といたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後4時03分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 水 谷 令 子

署名議員 丑 若 浩 行